

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (平成24年3月31日法律第18号) (平成24年度当初予算関連法)

改正する法律:

- ①地方交付税法
- ②特別会計に関する法律
- ③地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
- ④東日本大震災に対処する等のための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律
- ⑤東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
- ⑥当せん金付証票法

1 地方交付税の増額確保と算定内容の改正等 (通常収支分)

(1) 地方交付税総額を増額確保

平成24年度	平成23年度(当初)	増減額
17兆4,545億円	17兆3,734億円	+811億円

(2) 普通交付税の算定内容の改正

- ・平成24年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額を改正
- ・臨時財政対策債の発行可能額の算定方法を見直し

(3) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

- ・公庫債権金利変動準備金(3,500億円)を交付税特別会計へ繰り入れる特例を新設

(4) 地方特例交付金制度の見直し

- ・児童手当及び子ども手当特例交付金及び自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金の廃止

2 震災復興特別交付税の確保 (東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、震災復興特別交付税を6,855億円確保

- ・平成24年度に新たに確保する額 5,490億円
- ・平成23年度分の年度調整による額 1,365億円

3 宝くじ(当せん金付証票)の活性化

電磁的記録による当せん金付証票の導入、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等

4 その他所要の規定の改正

施行期日 平成24年4月1日